

01

東京の都市計画道路の現状

1 都市計画道路の整備状況

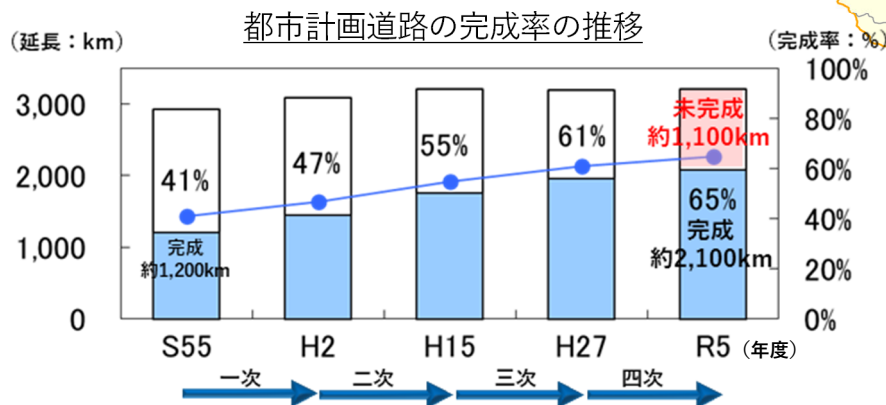
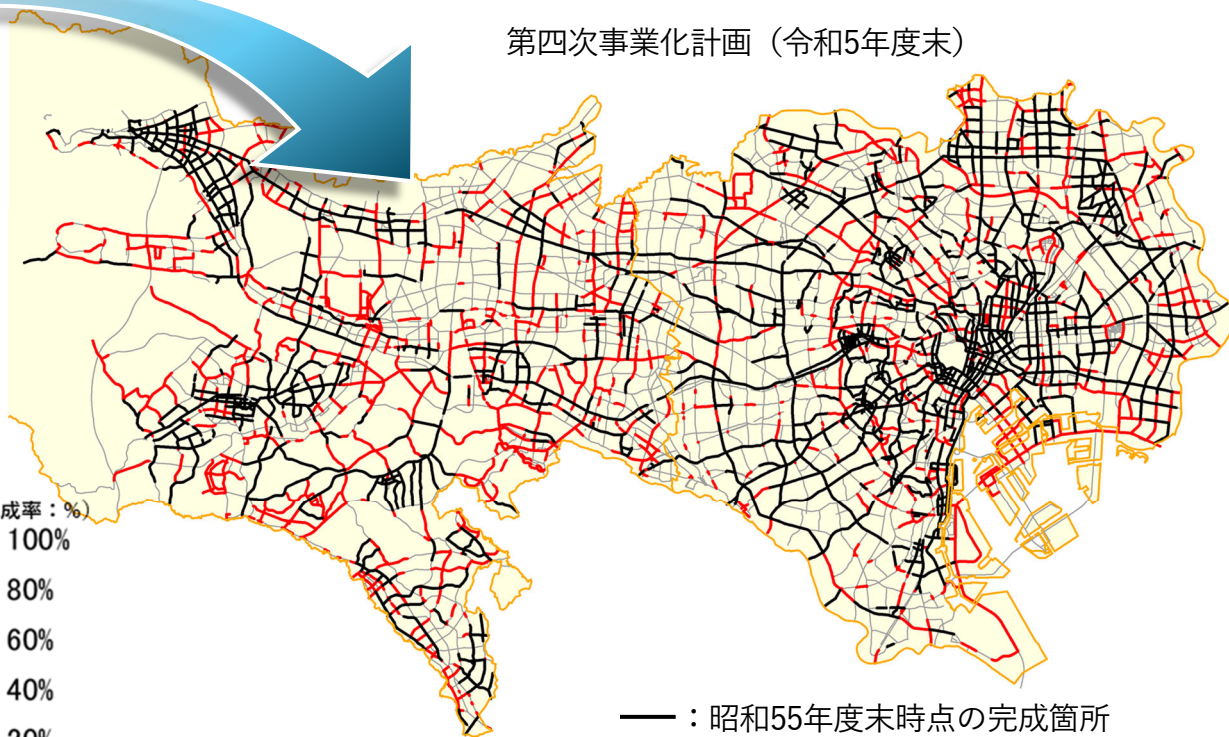
都市計画道路整備の変遷

東京の都市計画道路は、区部では戦前の震災復興計画などを経て、昭和 21 年に現在の都市計画道路網の当初計画が決定され、昭和 39 年（環状 6 号線内側）及び昭和 41 年（環状 6 号線外側）に道路網の再検討が行われました。また多摩地域では、昭和 36 年及び昭和 37 年に多摩地域全体を見据えた都市計画道路が決定されました。昭和56年以降は都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、事業化計画を策定し、整備を推進しています。その結果、東京の都市計画道路は約半世紀で約900kmが整備され、令和 5 年度末時点で都市計画道路延長約 3,200kmのうち約65%の約2,100kmが完成しています。

第一次事業化計画策定前（昭和55年度末）



第四次事業化計画（令和5年度末）

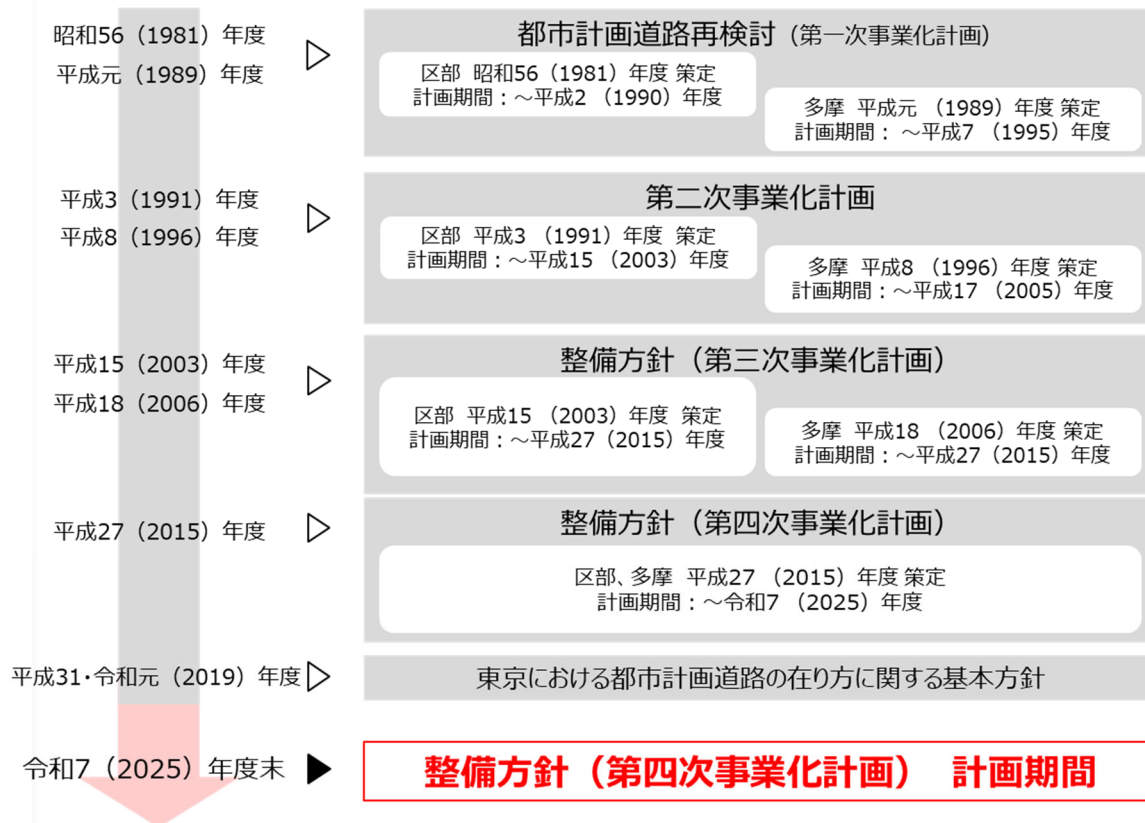


1 都市計画道路の整備状況

これまでの整備方針（事業化計画）

昭和56年度に区部を対象に策定した第一次事業化計画は、全国で初めて計画期間と目標を明確にした画期的なものでした。その後、区部及び多摩地域においてそれぞれ事業化計画を策定してきましたが、現行の第四次事業化計画では、より効率的な道路整備とするため、区部と多摩地域を統合した東京全体の事業化計画を策定しました。第四次事業化計画における優先整備路線は、令和7年3月末時点で区部約37km、多摩地域約38kmに着手しており、着手率は区部約34%、多摩地域約33%となっています。

整備方針等の経緯

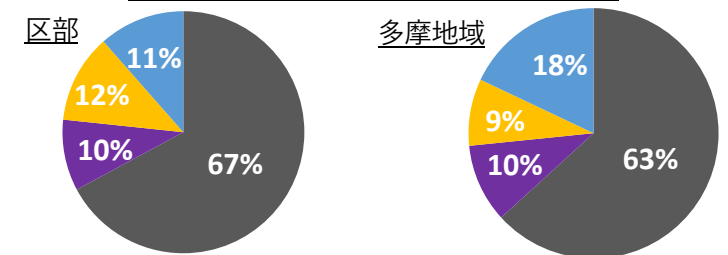


第四次事業化計画における優先整備路線の着手状況

区分		計画 (km)	着手 (km)	着手率 (%)
区部	都施行	64	20	31
	区施行	42	14	35
	その他施行	3	3	100
多摩地域		117	38	33
多摩地域	都施行	82	28	34
	市町施行	33	11	32
	その他施行	2	0.3	15

※表中の計数については、端数処理をしています。（令和7年3月末時点）

東京都内の都市計画道路の整備状況



■：完成 ■：事業中 ■：概成※ ■：未着手（令和7年3月末時点）

※概成：都市計画道路のうち、計画幅員までは完成していないが、現況幅員が次の幅員を満たす道路

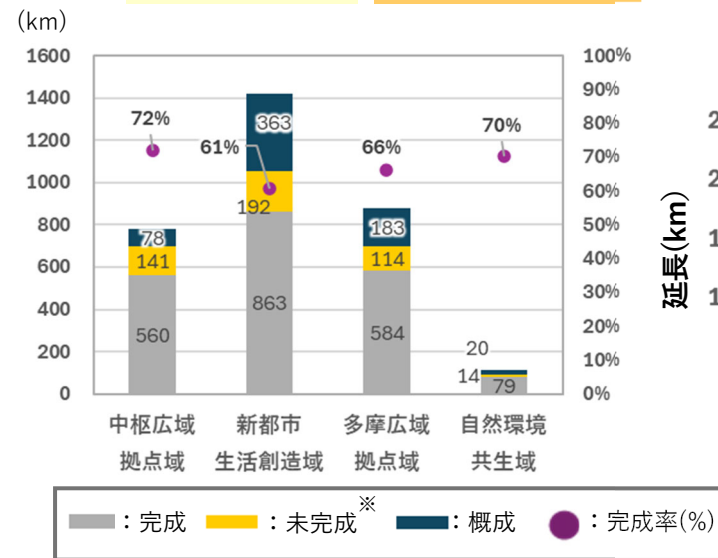
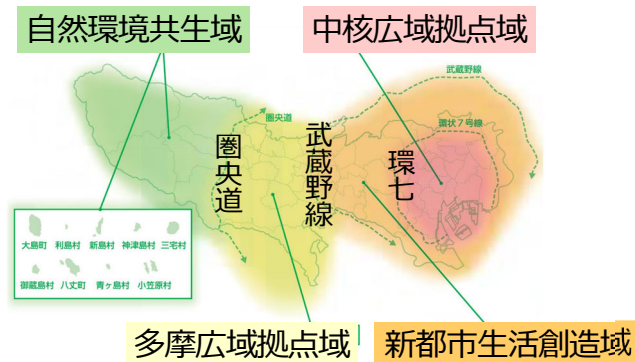
<区部> 計画幅員が15m以上の場合、現況幅員が計画の60%以上又は18m以上の道路。計画幅員が15m未満の場合、現況幅員が8m以上の道路

<多摩地域> 現況幅員が8m以上の道路

1 都市計画道路の整備状況

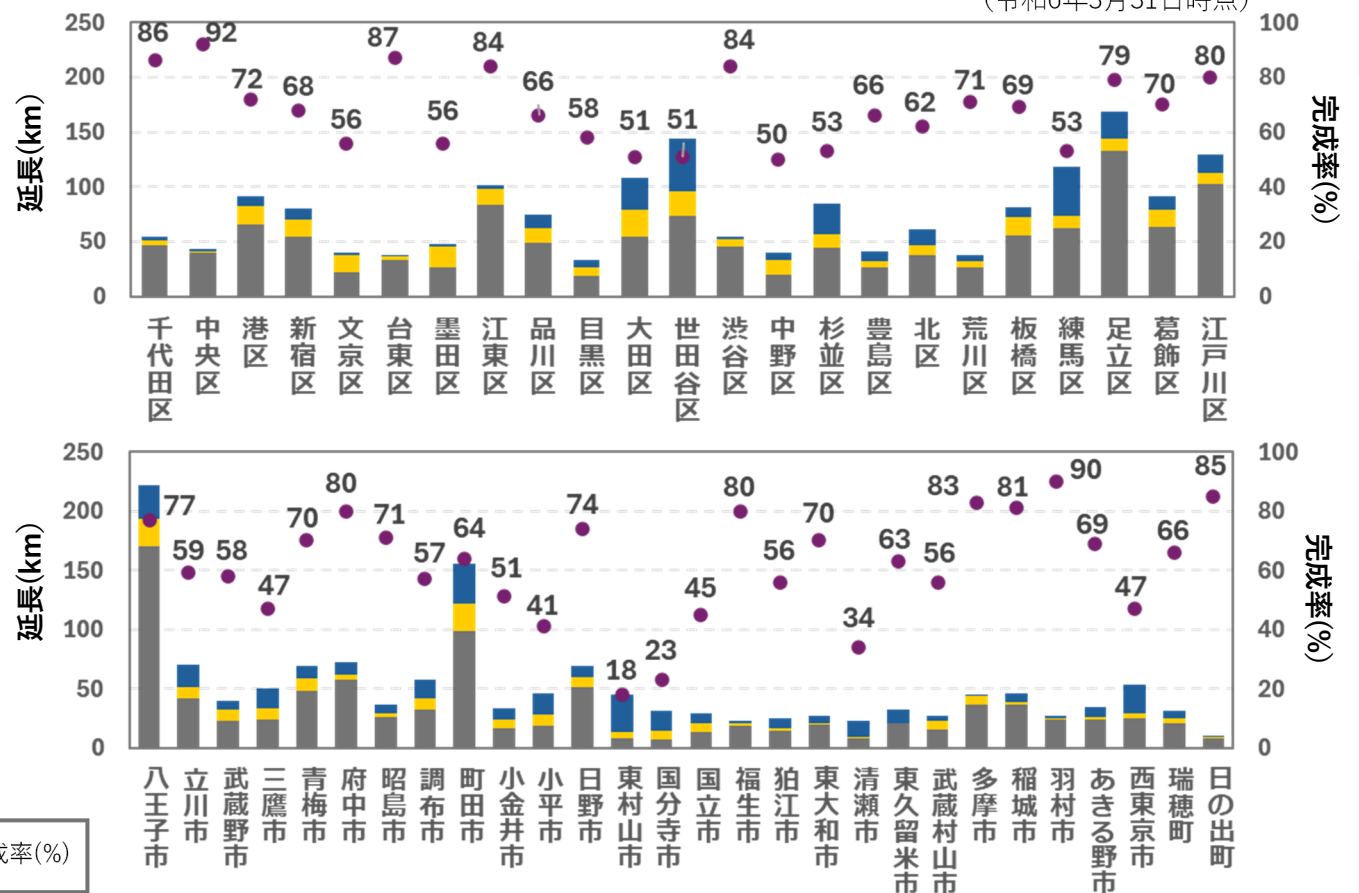
各地域の整備状況

- ・中核広域拠点域（おおむね環状7号線の内側）では、完成率が約7割となっており、これに概成※を加えると約9割となります。
- ・新都市生活創造域（おおむね武蔵野線と環状7号線の間）の完成率は、区部東部の足立区、葛飾区、江戸川区を除くと約5割となります。
- ・北多摩北部の小平市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市や、三鷹市、西東京市は、完成率が5割を下回っています。



区市町別の都市計画道路の整備状況

(令和6年3月31日時点)



出典：国土交通省、令和6年都市計画現況調査 都市施設の状況 道路（都市別内訳表）より作成。自動車専用道路を除いて集計

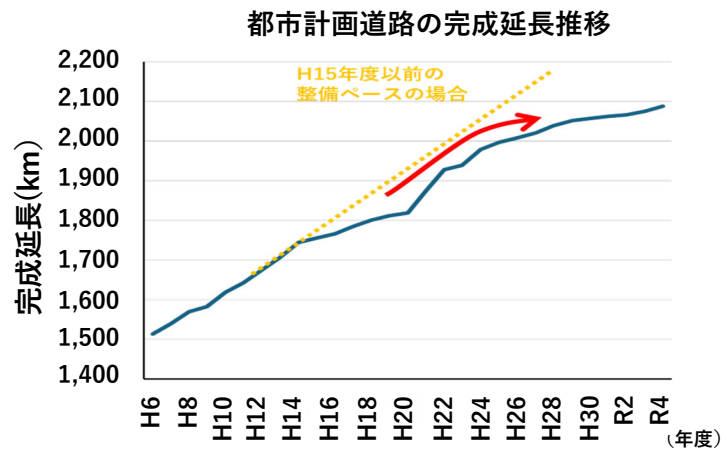
※未完成：ここでは概成を除く未着手の都市計画道路（事業中を含む）を指します。

1 都市計画道路の整備状況

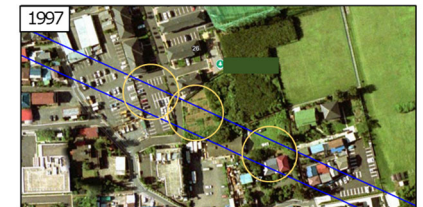
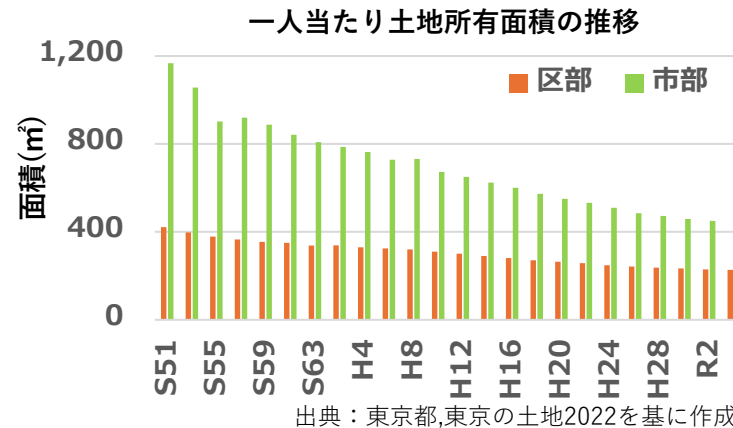
事業期間の長期化

- ・近年、都市計画道路の完成延長の伸びは、平成15年度を境に鈍化傾向にあります。
- ・都内の土地は細分化が進んでおり、関係権利者が増加するなど、整備に要する期間が長期化しています。
- ・建設業の担い手及び地方公務員志願者が減少傾向であり、今後の道路整備への影響が懸念されます。

完成延長の伸び

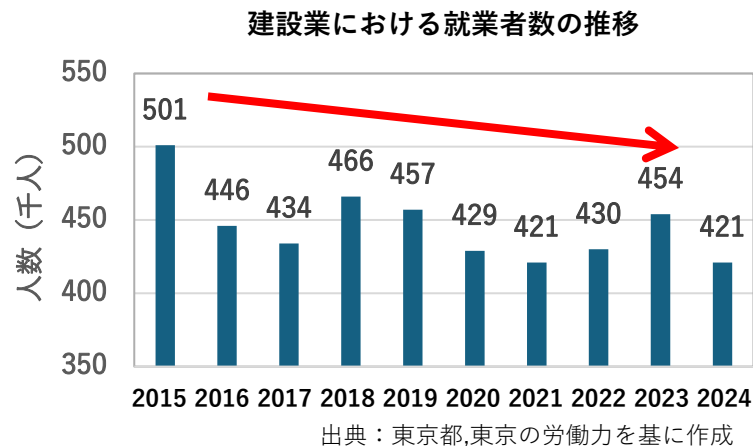


土地の細分化

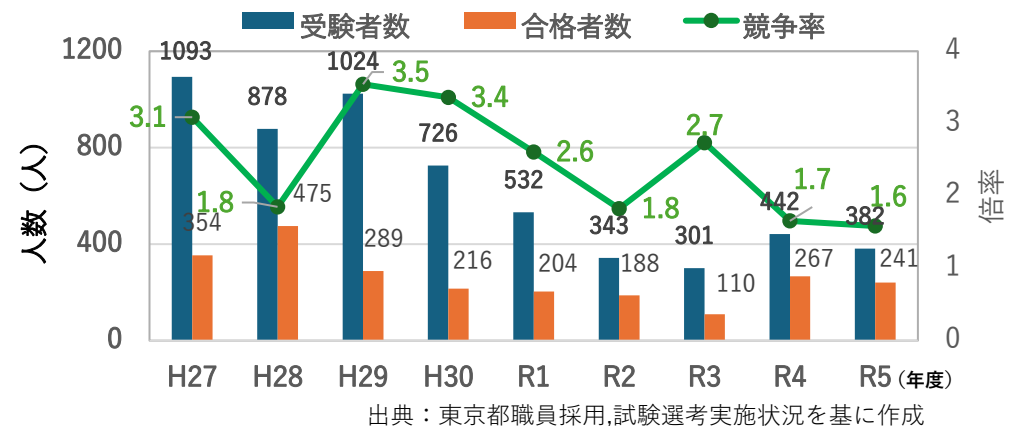


航空写真（出典：Google Earth）
に都市計画線を加筆

建設業の担い手及び地方公務員志願者の減少傾向



東京都土木職員の競争試験における受験者数、合格者数及び競争率の推移



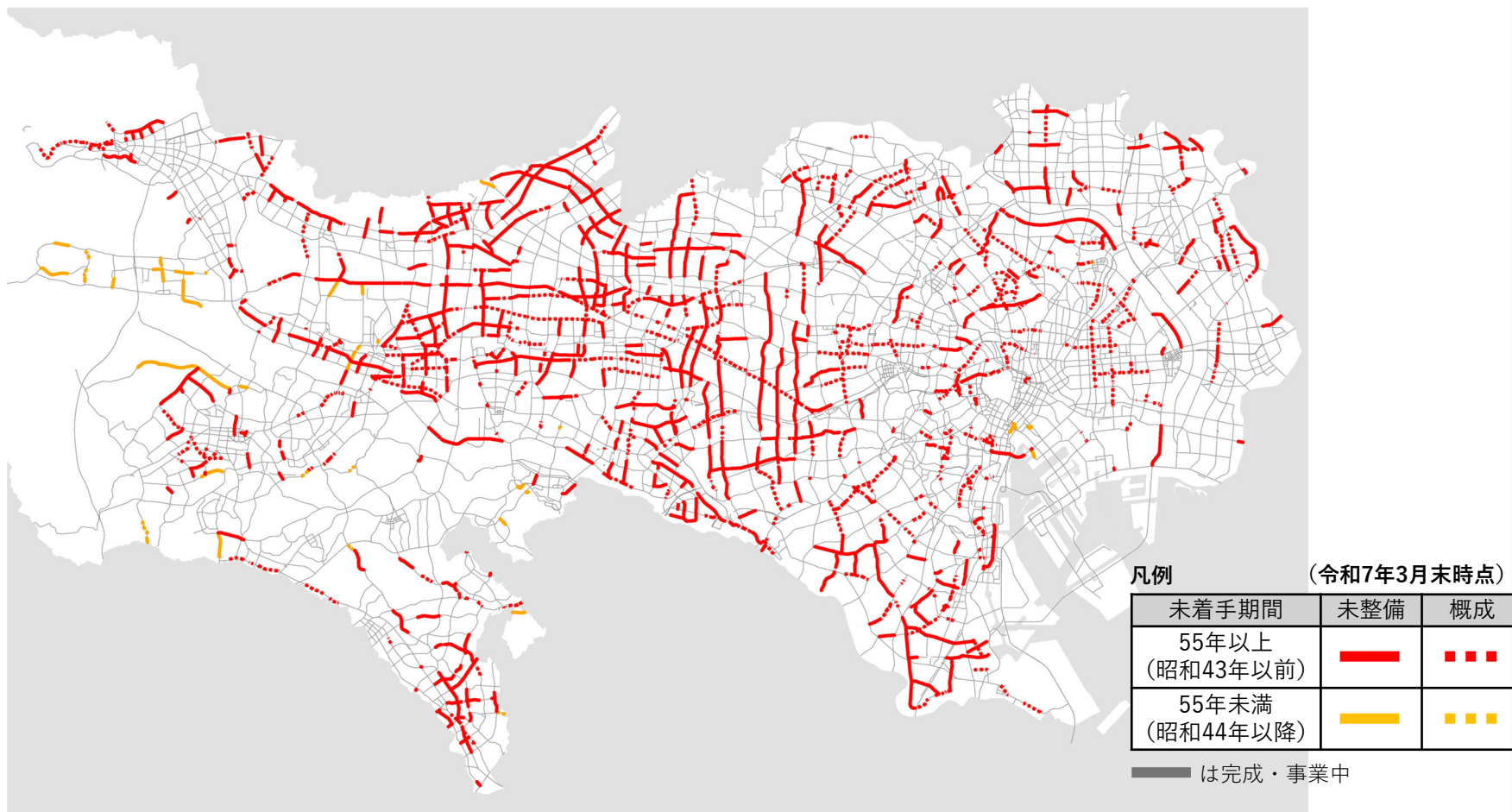
1 都市計画道路の整備状況

長期未着手の都市計画道路

- ・都市計画道路は、長期的視点で都市計画決定しており、鋭意その整備に取り組んでいるものの、計画決定から相当程度の時間を経ているものもあります。
- ・東京都、特別区及び26市2町は、これまでも都市計画道路の事業化計画を策定し、計画的かつ効率的な整備を推進する一方で、適宜、都市計画道路の見直しや建築制限の緩和を行っています。

長期未着手路線

計画決定後、未着手の事業区間



Column 都市計画道路の見直しの経緯

未着手の都市計画道路については、その時々¹の社会経済情勢やニーズを踏まえ、その必要性を検証してきました。検証の結果、必要性が低いと評価された区間については、都市計画の廃止などの措置を講じています。また、計画幅員や構造などについて検討を要する区間や、新たに都市計画道路の整備が求められる箇所についても、必要に応じて都市計画を決定・変更しています。

	廃止・幅員縮小	拡幅・ルート変更	延伸・新規追加
道路再検討 (第一次事業化計画) 区部：昭和56年 多摩：平成元年	39区間 約24km	9区間 約6km	12区間 約10km
整備方針 (第三次事業化計画) 区部：平成16年 多摩：平成18年	8区間 約8km	1区間 約0.6km	1区間 約0.7km
整備方針 (第四次事業化計画) 平成28年	13区間※ 約8km	—	3区間 約2km

注：整備方針において計画の見直しや再検討等を実施することとした区間のうち、実際に都市計画を変更した箇所数と延長を示しています。上記のほかにも、交通の円滑化、交通結節機能の強化、沿道環境の保全などを図るため、適宜、都市計画を変更しています。

※：このほかに、令和元年に策定した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」に基づき、9区間約8kmの計画幅員を縮小しました。

2 都市計画道路の整備効果

都市における道路の機能は多様であり、円滑な移動を確保するための交通機能に加え、環境、防災等の面で良好な都市空間を形成する機能や、市街地を形成する機能があります。都市計画道路の整備を通じて、渋滞の緩和、緊急輸送道路の機能強化、安全な歩行者空間の確保、市街地の活性化など、幅広い整備効果が期待されています。

交通

- 渋滞の緩和
- 移動時間の短縮



市街地形成

- 市街地の活性化
- 生活道路への通過交通流入の抑制



都市空間

- 緊急輸送道路の機能強化
- 延焼遮断帯の形成
- 避難路の確保



- 安全な歩行者空間の確保
- 景観の向上



2 都市計画道路の整備効果

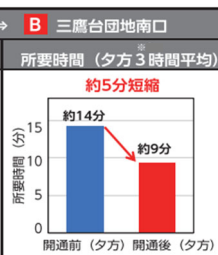
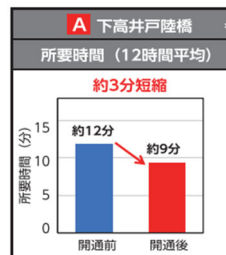
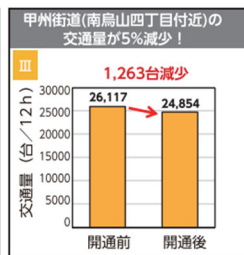
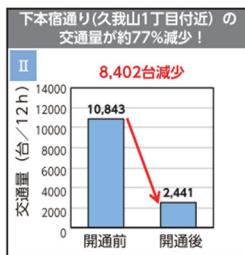
■ 整備効果事例

交通

放射第5号線・三鷹3・2・2号線

【区部と多摩地域とのアクセス性が向上】

- 下高井戸陸橋と三鷹団地南口交差点との平均所要時間が短縮
- 周辺の幹線道路及び生活道路への流入交通量が減少



出典：東京都, STOCK EFFECTS IN TOKYO～東京におけるインフラ・ストック効果

市街地形成

環状第2号線（新橋・虎ノ門間）

【道路整備と沿道のまちづくりにより市街地が活性化】

- 沿道地域の都市再生が加速化
- 広い歩行空間をにぎわいの場として活用



沿道地域の都市再生



東京都市計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業
(出典：東京都HP)



虎ノ門駅前地区第一種市街地再開発事業
(出典：港区HP)

広い歩行空間を活用したオープンカフェ



出典：東京都, 環状2号線（新橋～虎ノ門）まちづくりだより, H29.3

2 都市計画道路の整備効果

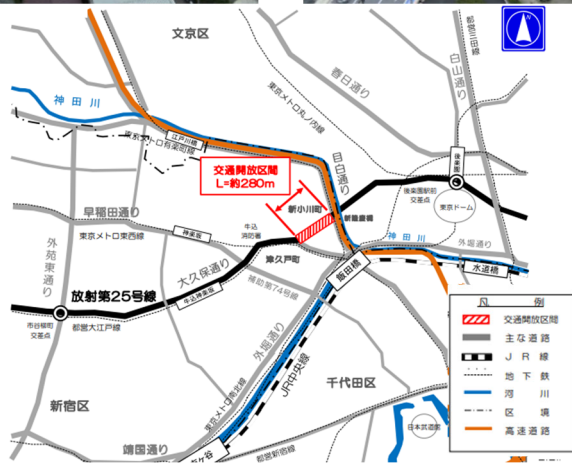
■整備効果事例

都市空間

放射第25号線（新小川町）

【道路整備による防災力向上】

- 現道がない区間に30m幅員の道路を整備したことによる延焼遮断帯機能、緊急車両の走行性及び避難場所へのアクセス性の向上
- 電線共同溝設置による無電柱化等により災害時の道路閉塞の防止



出典：第32回全国街路事業コンクール応募資料

補助第289号線（船堀）

【安全で快適な歩行者空間等の確保】

- 安全で快適な歩行者空間及び自転車通行空間を創出
- 植樹帯等の設置、電線類の地中化など、良好な道路景観が形成され快適性が向上

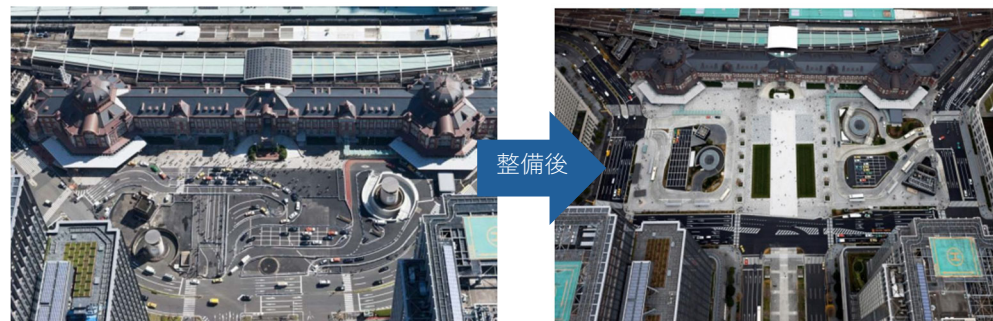


出典：江戸川区,都市計画道路補助第286号線（上篠崎）事業計画説明会資料

補助第97号線及び補助第98号線（東京駅丸の内駅前広場）

【機能的で美しい景観の形成】

- 東京駅丸の内駅舎や丸の内中央広場との駅前広場としての一体性に配慮し、首都東京の「顔」にふさわしい風格ある都市景観とにぎわいを創出



出典：第31回全国街路事業コンクール応募資料

Column 快適で環境にやさしいみちづくりの事例

道路における環境配慮への社会的関心が高まる中、東京都では主要な幹線道路の整備に当たり、東京都環境影響評価条例に基づき、自動車による大気汚染や騒音・振動の軽減、安全で快適な歩行空間、緑豊かな潤いある都市空間の創出など、沿道環境に配慮した道路整備を進めてきました。

調布3・2・6号線（調布保谷線）



- ・住民参加型によるみちづくりに取り組み、市民、地元市及び東京都で構成するワークショップを開催しながら、植樹帯や副道などを整備
- ・環境施設帯における既存樹木の保存や、神代植物公園前の景観に配慮するなど沿道環境を保全

環境施設帯の役割

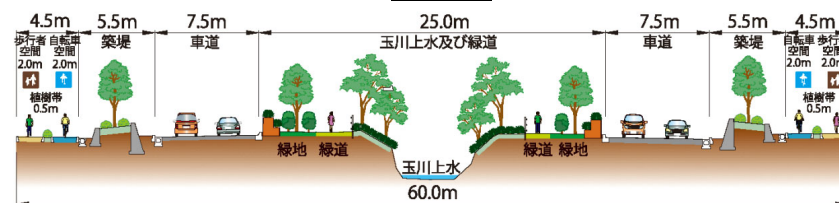


- ✓ 自動車による騒音・排気ガスなどの影響を緩和
- ✓ 緑豊かな道路空間の創出
- ✓ 災害時における重要な防災空間の創出
- ✓ ゆとりある空間によりコミュニティの場を創出

放射第5号線

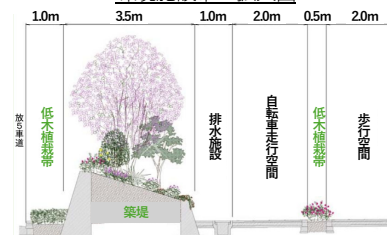


横断図



- ・玉川上水の保全と環境施設帯の設置により水と緑のネットワークの形成
- ・環境施設帯に設置した築堤には、玉川上水に生育するヤマザクラ、イヌシデのほか、周辺樹林に生育する樹木を中心とした植栽を行い、動植物の生息・生育の場を形成

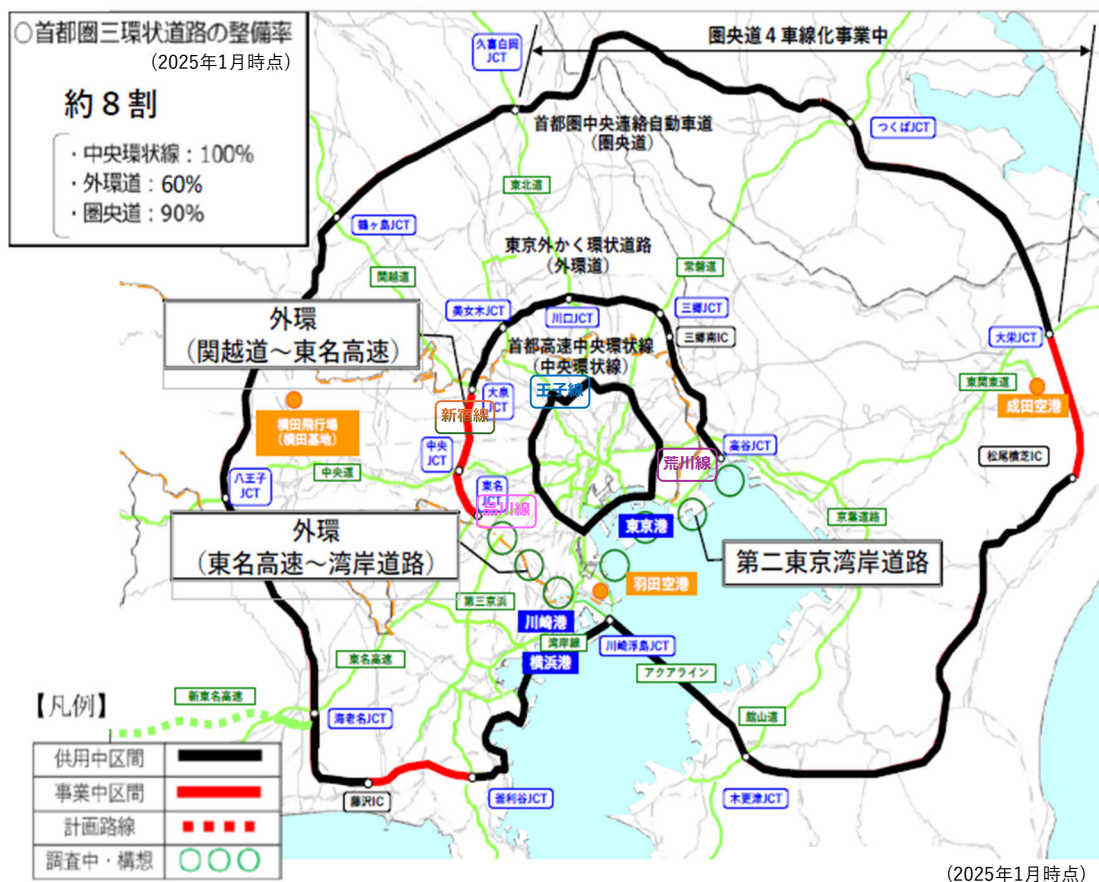
環境施設帯の拡大図



Column 首都圏三環状道路の整備効果

首都圏三環状道路は、首都機能を担う東京圏に不可欠な広域交通基盤です。このうち最初に全線開通した首都高速中央環状線は、その内側の高速道路や並行する街路からの交通を転換させ、都心の交通円滑化に大きく貢献しました。また、都心から羽田空港への所要時間の短縮にも寄与するなど、高いストック効果を発現しています。

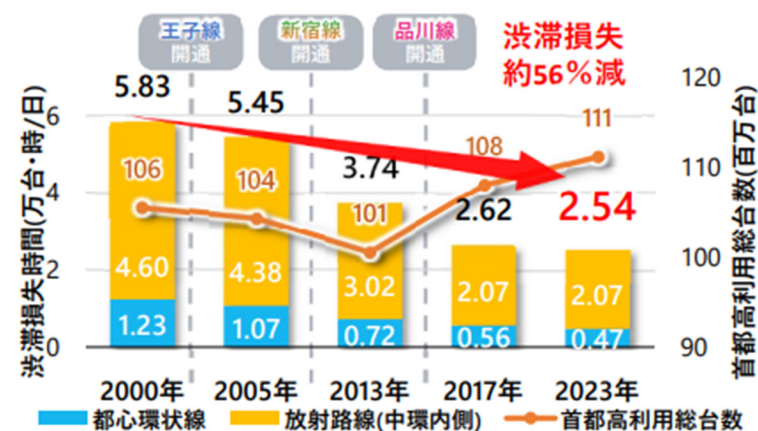
■首都圏三環状道路の整備状況



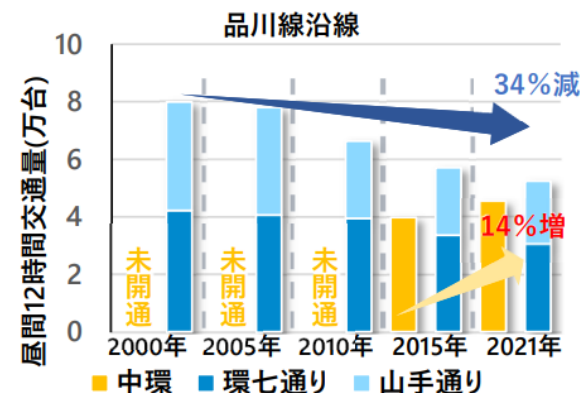
出典：東京都、2050東京戦略
国土交通省関東地方整備局HPをもとに作成

■中央環状線の整備効果

中央環状線内側の高速道路の渋滞が減少



並行街路の交通量が減少



出典：首都高速道路株式会社、首都高中央環状線全線開通10周年整備効果